平成２４年（フ）第３３９７号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番15―401号
債務者　重留　甚吉
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３９号
大阪市浪速区下寺２丁目６番24―605号
債務者　韓　　栄任
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６０号
大阪市西区千代崎２丁目４番11―203号、住民票上の住所大阪市大正区千島３丁目９番５―406号
債務者　小田　儀子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７７号
大阪府八尾市山本町南８丁目３番９―103号
債務者　糸賀千鶴子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０４号
大阪府門真市舟田町12番４号
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０７号
大阪府東大阪市立花町15番23号　立花ハイツ202号
債務者　上野　國男
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５号
香川県高松市円座町1622番地５　蜂須賀コーポ101号室
債務者　青木　響子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６７号
香川県高松市塩上町２丁目８番20号
債務者　柏野トシヱ（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７１号
山口市大手町18番21号ポレスター大手町404号、住民票上の住所山口県宇部市大字東岐波4761番地５
債務者　末永　　弘
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６７号
香川県坂出市旭町２丁目７番17号
債務者　中西　良雄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７０号
香川県丸亀市土器町東３丁目259番地　滝口アパート２号
債務者　近藤フミコ（旧姓前堀）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５１８号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地50　コンフォート202号
債務者　工藤　　亨
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２８号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区21棟402号
債務者　松本　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７４号
千葉市若葉区西都賀３丁目６番17号　グランド・グレース603号
債務者　杉澤久美子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８０号
千葉県市川市欠真間２丁目３番３号市川荘314号
債務者　平沼　克則
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０４号
千葉県船橋市八木が谷１丁目19番７号
債務者　渡部　弘子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０６号
千葉県市原市海士有木1796番地34
債務者　関本　紀子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係